

## 社会福祉法人 芙蓉会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：令和6年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和3年 4月～年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和3年 10月～法人企画会議で検討開始
- 令和4年 4月～計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 平成5年 4月～有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始